

令和2年 第1回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年1月16日(木) 午後2時40分～午後3時16分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	後藤 敏生	出						
委員	1番	麻生祐三子	出	6番	津高 昭基	欠	11番	神志那静清	出
	2番	後藤 綾子	出	7番	森田 孝市	出	12番	工藤 妙子	出
	3番	田島 茂	出	8番	小野伊八郎	出	13番	神田 隆善	出
	4番	清田 義幸	出	9番	衛藤 英教	出	14番	安藤 哲生	出
	5番	木津 一秀	欠	10番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

7番 森田 孝市 8番 小野 伊八郎

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係長 藤田 鉄也
係員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、13名です。
過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、

会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。あわせて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第1回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時50分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私(議長)から指名いたします。

7番 森田孝市 委員、8番 小野伊八郎 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和元年第12回定例総会から本日の令和2年第1回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた9点について、2ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

(資料1の会長報告を朗読)

議長

私からの報告は、以上です。

議長

次に各種報告ですが、今回は特にないようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

次に、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利

用集積計画の決定について」及び「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いいたします。

それでは、農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書の議案第1号をご覧ください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして2ページをご開きください。2ページには令和2年1月17日公告予定分集計を載せております。（議案書に基づいて令和2年1月17日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。議案書4ページの議案第2号をご覧ください。議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和2年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして5ページをお開きください。5ページには農用地利用配分計画4件の一覧表を載せております。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

議案第1号ですが、修正した内容も含めて説明がありました。

それでは、議案第1号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第2号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
（とき、午後2時56分）

議長 それでは、再開します。
（とき、午後2時57分）

議長 次に、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」
（議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 番号1番の案件を34番 河野広一 委員にお願いいたします。

34番委員 34番 大野の河野広一です。1月8日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

申請地3筆のうち2筆(1567番2、1568番)には、自身が耕作する田の排水管を譲渡人の許可を得て埋設していましたが、今後のことを考えて、その2筆を譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、近接する1筆(1570番)も併せて売買で話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は60アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を38番 阿南金喜 委員にお願いいたします。

38番委員 38番、大野の阿南金喜です。1月8日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲渡人は譲受人の妻の姉です。譲受人は体調不良の義兄に変わり10年以上前から耕作を行っていましたが、義兄が亡くなったのを機に譲渡人から市外在住で後継者もないため、申請地を贈与したいと話があり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は204アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の案件を41番 恵良健一 委員にお願いいたします。

41番委員 41番、千歳の恵良健一です。1月7日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権の移転であります。

譲渡人は、年齢を重ね、近年では農業経営を行うことが困難になってきました。後継者もないため、農地の整理を検討するにあたり譲受人に相談したところ、申請地が譲受人の自作地に隣接しており利便性も良いことから、売買で話がまとまり、申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は161アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の案件を45番 岡本静 委員にお願いいたします。

45番委員 45番、犬飼の岡本静です。1月8日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲受人は、約10年前から譲渡人に依頼され申請地の管理を行っていましたが、今回、自宅にも近く利便性が良いことから、譲ってほしいと譲渡人に相談したところ、売買で話がまとまったため申請するものです。なお、譲受人の経営主は夫ですが、今回は、妻の名義で申請をするものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は157アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、

問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第3号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第3号の番号1番から番号4番までの4案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第3号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の2ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布しています図面もお開きください。

「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号2番までの2案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番から番号2番までの2案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番案件を11番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11番委員 11番 三重の神志那静清です。1月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、申請者の祖父が、昭和45年2月に隣接する3059番(宅地:521.34㎡)に住宅を建築する際、申請地である3060番3(179㎡)に宅地の一部がかかり、昭和40年2月に隣接する3059番2(宅地:160.48㎡)に倉庫を建築する際、申請地である3060番4(63㎡)に倉庫の一部がかかり、これまで宅地の一部として利用してきました。

申請者は、相続登記の際に、申請地が農地であることが分かり、必要最低限で分筆後に、是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を9番 衛藤 英教 委員にお願いいたします。

9番委員 9番、大野の衛藤英教です。1月8日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は水はけが悪く、獣害もあり、作付けに不向きな土地であるため、杉苗300本を植林し山林として管理したく申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第4号の番号1番及び番号2番までの2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第4号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

議長 これから採決します。議案第4号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の2ページをご開きください。あわせて、概要書もお開きください。
「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の案件を43番 阿南博文 委員にお願いいたします。

43番委員 43番 犬飼の阿南博文です。
1月8日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。
譲受人は、現在、市営住宅に家族6人で生活しています。子供の成長に伴い住居が手狭になってきたため住宅の新築を計画しました。現住居から近い場所で農地以外の土地を探しましたが、計画に見合う適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまったため、進入路の部分を必要最低限で分筆後に申請を行ったものです。
審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第5号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第5号の番号1番の1案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第5号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号

1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長

これをもちまして、令和2年第1回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時16分)

議事録署名委員 7番委員 森 田 孝 市

〃 8番委員 小 野 伊 八 郎